**赤井川村高齢者保健福祉計画（案）に対する**

**意見募集（パブリックコメント）の実施について**

赤井川村では、今後も高齢者が住み慣れた地域で、よりこころとからだを健やかに安心して暮らせる村となることを目標として本計画を策定しています。

この度、計画期間の終期に伴って見直しを実施し、内容を改定した素案がまとまりましたので、この素案に対する意見を村民の皆様から募集いたします。

１．「赤井川村高齢者保健福祉計画」とは

地域福祉計画は、老人福祉法において策定が規定される、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画です。

赤井川村では、介護保険事業の実施主体である後志広域連合が作成する介護保険事業計画との整合を図りながら、高齢者福祉施策の推進を本計画に定めています。

２．意見募集する構想案

　「赤井川村高齢者保健福祉計画（案）」

　　計画期間：令和６年度～令和８年度

３．意見募集期間

　令和６年３月６日（水）から令和６年３月１９日（火）午後５時まで

４．意見の提出ができる方

　計画策定という政策の場に参加いただくという観点から、次の方に限らせていただきます。

　①村内に住所を有する方

　②村内に通勤されている方

　③村内に事務所又は事業所を有する個人、法人等

　④村内で活動されている各種団体

５．計画素案の閲覧

　①赤井川村健康支援センター 保健福祉課 介護保険係窓口

②赤井川村ホームページ掲載

６．意見提出の方法

　別紙様式により、次のいずれかの方法により提出願います。

様式は、赤井川村健康支援センター 保健福祉課 介護保険係窓口、または

赤井川村ホームページよりダウンロードしてください。

（１）赤井川村役場保健福祉課へ直接、または郵送により提出

（２）FAXによる提出：FAX 0135-35-2051

（３）電子メールによる提出：[hokenfukushika2◆vill.akaigawa.](mailto:kikaku1@vill.akaigawa.)lg.jp

(「◆」を「@」に変換願います。)

※計画策定という政策の場に参加いただくという観点から、責任ある立場で

ご意見を提出いただく必要があるため、匿名でのご意見は、パブリックコメントとしてお受けすることはできません。

７．意見概要の公表

　皆様からお寄せいただいたご意見につきましては、意見概要としてまとめ、本村の考え方とともに、後日ホームページで公表しますので、個々のご意見に対する直接の回答はいたしません。

※ご意見以外の内容（住所・氏名等）は、公表されることがありません。